

要旨『通信市場における事業者・利用者、行政の指導に対するゲーム理論的考察』

佐々木颯太 経済学科 4年 専門ゼミナール第3部笠松ゼミ

通信市場の動向は、2015年、当時の安倍首相による「携帯料金などの家計負担の軽減は大きな課題だ」とする言及、公正取引委員会の市場競争が不十分であることへの指摘があり、注目されていた。行政は、通信市場の利便性向上・適正化のために、指導や規制を実施した。

この社会的な流れに、利用者からのサービスの向上への期待は高まったが、2022年6月の5G基地局整備計画遅延を受けたKDDIへの総務省からの指導や7月のauの通信障害といった通信キャリアの仕事ぶりに疑問が発生するような問題が立て続けに出てきた。

本論文では、通信市場が硬直的であることの原因を、2章)通信キャリア・利用者双方の行動の結果であることを通信障害をモデルに示し、3章)かつて一般的だった、利用開始の2年後にのみ契約解除期間が設けられ、契約解除期間以外の解約に違約金が発生する「2年縛り」の規約を例に、展開系ゲームのモデルを設定して分析した。また、行政による指導・規制が通信市場の前向きな変化にどのような点で期待できるのかを考える。結果は以下のようになった。

2章では、通信キャリアの仕事ぶり(「しっかり」か「おこたる」と通信障害が発生した際の利用者の行動(「他社への乗り換え」か「同じキャリアを継続」)について、利用者は通信障害で効用が減少してしまっても「他社に乗り換える」ことはほとんどなく、通信キャリアが「しっかり」仕事をするのは、通信障害の発生確率と通信障害によって被る損害が一定の値に収まるといった限られた状況であるときのみであることがわかった。

3章では、2章の展開系ゲームに、通信キャリアが規約を作成する意思決定点(利用者が他社へ乗り換える際の労力を決める)を追加した。通信キャリアは、乗り換える利用者の労力が大きくなるような規約を作成して仕事を「おこたる」、利用者は通信障害が発生しても「同じキャリアを継続」することしかないことを示せた。

以上の分析から、利用者が同じ通信キャリアとの契約を継続し続ける環境と、通信キャリアに有利に作られていた規約が、通信キャリアの誠実に仕事する必要性を減じさせてしまっていたことが明らかになった。さらに、「2年縛り」の規約のような過度にキャリアに有利な内容によって、社会的公平が損なわれていたことが説明できた。行政の規制・指導は、真に事業者・利用者間の公平な市場を形成するのに一役買うだろうと考えられる。